

冷媒用代替フロン使用状況等報告書

（宛先）京都府知事		2024年 10月 3日			
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 大阪市中央区北浜東3-9		氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 日本郵便株式会社 近畿支社 常務執行役員近畿支社長 小池 信也			
前年度に保有していた冷媒用代替フロンを使用した第一種特定製品の台数等	第一種特定製品の種類	前年度			
		年度当初の保有台数	整備台数	廃棄台数	年度末の保有台数
	エアコンディショナー	847 台	0 台	0 台	847 台
	冷蔵機器及び冷凍機器	7 台	0 台	0 台	7 台
前年度に第一種特定製品に充填及び回収を行った冷媒用代替フロンの量	第一種特定製品の種類	代替フロン充填量		代替フロン回収量	
	エアコンディショナー	0	キログラム	0	キログラム
	冷蔵機器及び冷凍機器	0	キログラム	0	キログラム
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための冷媒用代替フロン使用機器の管理体制	使用時	各施設の長が責任者となり、漏えい防止につとめている			
	廃棄時	各施設の長が責任者となり、社内の廃棄手続きを行い廃棄している			
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための取組の実施状況	使用時	社内マニュアルにより、3か月に1度の簡易点検の実施を指示している。			
	廃棄時	社内マニュアルにより、フロン回収後に筐体を廃棄するよう指示している。			
ノンフロン製品又は地球温暖化係数が低い冷媒の製品の導入方針	機器故障時や故障時において、HCFC等のGWPの低い冷媒を選定している。				
特記事項					

注 1 「代替フロン」とは、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）第1条に規定するハイドロフルオロカーボン（HFC）をいいます。

2 「第一種特定製品」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第3項に規定する機器をいいます。